

脆性破壊防止対策に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編
鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

脆性破壊防止対策に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 (UR) S33 及び IACS UR W31 では, コンテナ船に極厚鋼板を使用する場合の要件及び YP47 鋼板 (規格降伏応力が 460N/mm^2 の高張力鋼) を使用する場合の要件についてそれぞれ規定しており, 本会も同規定を関連規則に取り入れている。

IACS は, UR S33 について, 脆性破壊防止対策の適用及び脆性亀裂の発生箇所として考慮すべきすみ肉溶接箇所について明確となるよう要件を見直し, 併せて UR S33 に規定されていた材料に関する要件を UR W31 に, UR W31 に規定されていた設計に関する要件を UR S33 にそれぞれ移設するよう見直しを行い, 2015 年 9 月に UR S33(Rev.1)及び UR W31(Rev.1)として採択した。

このため, UR S33(Rev.1)で明確化された要件に基づき, 関連規定を改めた。なお, UR において移設された要件は, 既に鋼船規則に取り入れられている。

改正内容

- (1) 脆性破壊防止対策の適用に関わるハッチサイドコーミングの部材を改めた。
- (2) 脆性亀裂の発生箇所として考慮すべきすみ肉溶接箇所を規定した。

改正条項

鋼船規則 C 編 32.13.2, 32.13.3, 表 32.27
鋼船規則検査要領 C 編 C32.13.4, 図 C32.13.4-1.